# デジタル簡易無線局の移動範囲の拡大 (海上利用) について

一般社団法人 全国船舶無線協会

総務省は、移動範囲が陸上(登録局の一部の周波数にあってはその上空も含む。)に限られていたデジタル簡易無線局を、海上でも運用できるようにするため、平成 26 年 10 月 30 日付で平成 20 年総務省告示第 465 号及び電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)の一部を改正し、同日付で施行しました。

(関連情報:船舶むせんこうじ Vol. 547 2013年9月号)

### 【背景等】

デジタル簡易無線局 (350MHz 帯登録局及び 400MHz 帯免許局に限る。以下同じ。) は、簡易な無線通信業務を行う無線局であり、簡易な手続で開設でき、全国の陸上(登録局の一部の周波数にあってはその上空を含む。) で運用することができます。

今般、デジタル簡易無線局を海上においても運用したいというニーズが顕在化していることから、 デジタル簡易無線局を海上においても運用可能とするべく、関係規定の改正を行ったものです。

ただし、デジタル簡易無線は、船舶の航行の安全を確保するために開設することはできません。

### 【改正の概要】

	ニンシカュ細炉	ジタル無線 周波数帯	<b>宏</b> 古領	国外粉却不		海上での運用		
	デジタル無線 局の区分	周仮数帝 (MHz)	空中線電力	周波数割当計画上の配分	移動範囲	地上~ 船舶間	船舶~ 船舶間	船舶内
	150MHz 帯 (免許局)	154. 44375~154. 6125 (6. 25kHz 間隔 28ch)	5W	陸上 (1次業務)	全国の陸上	×	×	0
改正前	350MHz 帯	351. 16875~351. 19375 (6. 25kHz 間隔 5ch)	1W	移動 (1次業務)	全国の陸上 及びその上空	×	×	×
		351. 2~351. 38125 (6. 25kHz 間隔 30ch)	5W	移動 (1次業務)	全国の陸上	×	×	×
	400MHz 帯 (免許局)	467~467. 4MHz (6. 25kHz 間隔 65ch)	5W	移動 (1次業務)	全国の陸上	×	×	0
	150MHz 帯 (免許局)	154. 44375~154. 6125 (6. 25kHz 間隔 28ch)	5W	陸上 (1次業務)	全国の陸上	×	×	0
改正後	350MHz 帝 (登録号)	351. 16875~351. 19375 (6. 25kHz 間隔 5ch)	1W	移動 (1次業務)	全国の陸上及び 日本周辺海域並 びにそれらの上空	0	0	0
		351. 2~351. 38125 (6. 25kHz 間隔 30ch)	5W	移動 (1次業務)	全国の陸上及び 日本周辺海域	0	0	0
	400MHz 帯 (免許局)	467~467. 4MHz (6. 25kHz 間隔 65ch)	5W	移動 (1次業務)	全国の陸上及び 日本周辺海域	0	0	$\bigcirc$

#### 注 ゴシック部分が改正箇所

日本周辺海域とは、日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和 52 年法律第 30 号)第 2 条 第 1 項に規定する基線をいう。)から 200 海里の線(その線が中間線(同法第 1 条第 2 項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)までの海域及びこれに隣接する公海をいう。



このたびの改正によってデジタル簡易無線局が使用できる範囲は、赤い線で囲まれた部分となります。

### 【デジタル簡易無線局について】

申請には「免許局」と「登録局」の2種類があり、使用する無線機によって分かれます。

「免許局」と「登録局」の大きな違いは「キャリアセンス(通信が行われている場合は送信ボタンを押しても電波が送信されない)機能」の有無です。

また、免許局はレンタルやレジャーに使用することができませんが、登録局はレンタル使用もレジャー使用も可能で、不特定の方々とも通信ができます。

### 1 仕様

無線局の区分	免 許 局	登 録 局			
割当周波数	467∼467.4MHz	351.2∼351.38125MHz	351.16875∼ 351.19375MHz		
チャンネル数	65ch	30ch	5ch		
伝 送 情 報	音声、データ、映像、FAX				
最 大 電 力	5W	5W	1W		
使用できる区域	全国の陸上及び 日 本 周 辺 海 域	全国の陸上及び 日 本 周 辺 海 域	全国の陸上及び日本周辺 海域並びにそれらの上空		
呼出名称記憶装置	要	要	要		
キャリアセンス	不要	要	要		
レンタル使用	不可	可	可		
レジャー使用	不可	可	可		
不特定の者との通信	不可(免許人間に限る)	可	可		

各区分の無線機には種別コードが記載されており、免許局には(B)、登録局には(R)、登録局(上空可)には(S)がそれぞれ箱や無線機に記載されています。

登録局(上空可)の空中線は筐体と一体となっており、取り外しはできません。

## 2 変調方式

変調方式/無線局の区分	免許局(B)	登録局(R)	登録局(S) (上空利用)
四分のπシフト四相位位相変調(1)	1B	1R	1S
実数零点単側波帯変調(2)	2B	2R	2S
四値周波数位相変調(3)	3B	3R	3S

変調方式には3つの方式があり、それぞれ1から3までの数字がありますが、平成22年1月現在「3」の変調方式が一般的に使われているため、免許局には「3B」、登録局には「3R」、登録局(上空利用)には「3S」と記載されています。

### 3 登録局の特徴

- (1) 無線従事者の資格不要
- (3) 最大 5W の高出力
- (5) 誰とでも自由に通信ができる
- (7) レジャーにも使用できる
- (2) 32,000 通り以上の秘話コードを標準装備
- (4) 認証の範囲で空中線が選択可能(上空利用を除く。)
- (6) レンタル事業に使用できる

新	(改正後)

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十八条第一項第一号の規定に基づき、三五一・一六八七五鵬以上三五一・三八一二五鵬以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。

- 一 三五一・一六八七五冊、三五一・一七五冊、三五一・一八一二五冊、三五一・一八七 五冊又は三五一・一九三七五冊の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国 の陸上及び日本周辺海域(日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭 和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。)から二百海里の線(そ の線が中間線(同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。) を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)までの海域を いう。次項において同じ。)並びにそれらの上空とする。
- 二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上<u>及び日</u>本周辺海域とする。

#### 旧(改正前)

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十八条第一項第一号の規定に基づき、三五一・一六八七五Mb以上三五一・三八一二五Mb以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。

- 三五・・一六八七五畑、三五・・七五畑、三五・・一八一二五畑、三五・・一八七 五畑又は三五・・一九三七五畑の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国 の陸上及びその上空とする。

二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上とする

電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)

傍線部分は改正部分

新(改正後)	旧(改正前)
第1章~第7章 (略)	第1章~第7章 (略)
第8章 識別信号の指定基準	第8章 識別信号の指定基準
第 27 条 (略)	第 27 条 (略)
(法第4条第3号 <u>及び第4号</u> に規定する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定)	(法第4条第3号に規定する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定)
第28条 施行規則第6条の3第1項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定申請書を	第28条 施行規則第6条の3第1項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定申請書を
受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合してい	受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合してい
ると認めるときは、別表3の表3 <u>又は表4</u> の指定基準に基づき指定する。	ると認めるときは、別表3の表3の指定基準に基づき指定する。
(1) 申請書は、施行規則別表第1号の様式のものであること。	(1) 申請書は、施行規則別表第1号の様式のものであること。
	(2) デジタルコードレス電話の無線局については、1 件の指定申請数が 50,000 を超え
	<u>ないものであること。</u>
(2) コードレス電話の無線局については、指定を受けた後おおむね3か月で無線設備	(3) コードレス電話の無線局については、指定を受けた後おおむね3か月で無線設備
に組み込まれるものであること。	に組み込まれるものであること。

第9章~第14章 (略)

別表 1

1 (略)

2 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表

別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表

第1号~第12号 (略)

第13号 簡易無線局

1 150MHz 帯及び 400MHz 帯の周波数を使用する簡易無線局

(347.7MHz を超え 351.9MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

この1における用語の定義は、次のとおりとする。

日本周辺海域:日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律第2条第1項 に規定する基線をいう。)から200海里の線(その線が中間線(同法第1条第2項 に規定する中間線をいう。以下この1において同じ。)を超えているときは、その

超えている部分については、中間線とする。)までの海域をいう。

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波 数帯幅の 許容値 (kHz)	最大空 中線電 力(W)	用途	使用区域	備考
154.15~ 154.61 9波	F2D, F3E	16	5	CR	全国	
154. 44375~ 154. 55625 19 波	G1C, G1D, G1E, G1F, R2C, R2D, R3E, R3F, F1C, F1D, F1E, F1F	5.8	5	CR	全国	
154.5625~ 154.6125 9波	G1C, G1D, G1F, R2C, R2D, R3F, F1C, F1D, F1F	5. 8	5	CR	全国	
465.0375~ 465.15 10波	F2D, F3E	8. 5	5	CR	全国	
467~ 467.4 65 波	G1C, G1D, G1E, G1F, R2C, R2D, R3E, R3F, F1C, F1D, F1E, F1F	5. 8	5	CR	全国及び 日本周辺海域	
468.55~ 468.85 25 波	F2D, F3E	8. 5	5	CR	<u>全国</u>	

<u>備考</u> 400MHz 帯の周波数における F2D 又は F3E 電波の使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。

第9章~第14章 (略)

別表 1

1 (略)

2 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表

別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表

第1号~第12号 (略)

第13号 簡易無線局

1 150MHz 帯及び 400MHz 帯の周波数を使用する簡易無線局 (347.7MHz を超え 351.9MHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

周波数 (MHz)	電波の型式	占有周波 数帯幅の 許容値 (kHz)	最大空 中線電 力(W)	用途	使用区域	備考
154.15~ 154.61 9波	F2D, F3E	16	5	CR	全国	
154. 55625	G1C, G1D, G1E, G1F, R2C, R2D, R3E, R3F, F1C, F1D, F1E, F1F	5.8	5	CR	全国	
154.5625~ 154.6125 9 波	G1C, G1D, G1F, R2C, R2D, R3F, F1C, F1D, F1F	5.8	5	CR	全国	
	G1C, G1D, G1F, R2C, R2D, R3F, F1C, F1D, F1F	8. 5	5	CR	全国	
467~ 467. 4 65 波	G1C, G1D, G1E, G1F, R2C, R2D, R3E, R3F, F1C, F1D, F1E, F1F	5. 8	5	CR	<u>全国</u>	
468.55~ 468.85 25 波	F2D, F3E	8. 5	5	CR	<u>全国</u>	

 $\underline{i}$  400MHz 帯の周波数における F2D 又は F3E 電波の使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。

2~6 (略)

第14号~第19号 (略)

別表 2・別表 3 (略)

別紙1 無線局の局種別審査基準(第4条関係)

第1~第15 (略)

第16 簡易無線局(法第12条に基づき免許を受けたものに限る。)

- 1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。
  - (1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの
  - (2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの
  - (3) 主として海上で使用することを目的として開設するもの(防波堤若しくはこれ に準ずる外郭施設の内側の水域若しくは船舶内のみにおいて使用するもの又は 467MHz から 467. 4MHz までの 6. 25kHz 間隔の周波数の電波を使用するものを除く。)
  - (4) 主として上空で使用することを目的として開設するもの
  - (5) 鉄道用若しくは<u>軌道用の客車若しくは貨車</u>、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの
  - (6) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの
  - (7) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り 又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの
  - (8) 航空運送事業の用に供する航空機(貨物のみを運送するものを除く。) 内において使用することを目的として開設するもの
  - (9) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設 するもの

 $2 \sim 9$  (略)

2~6 (略)

第 14 号~第 19 号 (略)

別表 2・別表 3 (略)

別紙1 無線局の局種別審査基準 (第4条関係)

第1~第15 (略)

第16 簡易無線局(法第12条に基づき免許を受けたものに限る。)

- 1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。
  - (1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの
  - (2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの
  - (3) 主として海上又は上空で使用することを目的として開設するもの(防波堤若しくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く。)
  - (4) 鉄道用若しくは<u>軌道用客車又は貨車</u>、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの
  - (5) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの
  - (6) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り 又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの
  - (7) 航空運送事業の用に供する航空機(貨物のみを運送するものを除く。) 内において使用することを目的として開設するもの
- (8) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設 するもの

 $2 \sim 9$  (略)